

平成28年第2回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

3 番	佐々木 雄 太	4 番	佐々木 春 男
5 番	奥 山 収 三	6 番	伊 藤 知
7 番	伊 藤 竹 文	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	市 川 雄 次	10 番	佐々木 弘 志
11 番	佐々木 平 嗣	12 番	小 川 正 文
13 番	伊 東 温 子	14 番	鈴 木 敏 男
15 番	佐々木 正 明	16 番	宮 崎 信 一
17 番	加 藤 照 美	18 番	佐 藤 元
19 番	佐 藤 文 昭	20 番	菊 地 衛

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

2 番 渡 部 幸 悦

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤
主 事 須 田 拓 也

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	防 災 課 長	土 門 保
税 務 課 長	山 田 克 浩	仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	相 庭 信 幸
健 康 推 進 課 長	鈴 木 啓	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
図 書 館 長	佐 藤 智 秋	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	加 藤 文 芳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 野 清 克	管 理 課 長	佐 藤 次 博

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成28年3月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号）
- 第2 議案第29号 物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第3 議案第30号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第4 議案第31号 にかほ市行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第5 議案第32号 にかほ市職員の退職管理に関する条例制定について
- 第6 議案第33号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第34号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第35号 にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定について
- 第9 議案第36号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第37号 にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について
- 第11 議案第38号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第39号 にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定について
- 第13 議案第40号 にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第41号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第42号 にかほ市下水道事業等審議会条例制定について
- 第16 議案第43号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第44号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第45号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第46号 市道路線の廃止について
- 第20 議案第47号 市道路線の認定について
- 第21 議案第48号 市道路線の変更について
- 第22 議案第49号 市道路線の変更について
- 第23 議案第50号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第24 議案第51号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第25 議案第52号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第26 議案第53号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第27 議案第54号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

- 第28 議案第55号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第29 議案第56号 平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第30 議案第57号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第58号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第32 議案第59号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第60号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第34 議案第61号 平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第35 議案第62号 平成28年度にかほ市一般会計予算について
- 第36 議案第63号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第37 議案第64号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第38 議案第65号 平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第39 議案第66号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第40 議案第67号 平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第41 議案第68号 平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第42 議案第69号 平成28年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第43 議案第70号 平成28年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第44 議案第71号 にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第45 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 第46 陳情第2号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第47 陳情第3号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
- 第48 継続審査について
 - 陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書
 - 陳情第5号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
- 第49 議提第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 第50 議提第2号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第51 議提第3号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書
- 第52 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日、報告第1号が追加提出されておりますので、本日の日程事項に加えております。

この報告第1号について、本日議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。6番伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） おはようございます。本日午前9時より議会運営委員会を行い、追加議案についての要旨の説明を受けております。

本日の追加議案は、専決処分の報告について（専決第2号）であります。

本議案は報告事項でありますので、質疑までとなります。

本日の日程第1とし、市長の説明と担当部局からの補足説明後、質疑を受け、終結といたします。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、報告第1号専決処分の報告について（専決第2号）を議題とします。

本議案の朗読を省略して、当局から説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。本日追加議案を提出しておりますので、その要旨について御説明を申し上げます。

報告第1号専決処分の報告について（専決第2号）でございます。

平成28年1月15日、象潟町字後田地内の国道7号線象潟郵便局前において、市職員が運転する公用車が右折進入してきた車両と接触したことにより、相手車両に損害が生じたもので、平成28年3月14日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長から行いますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長の補足説明を行います。ガス水道局長。

●ガス水道局長（高橋元君） それでは、報告第1号専決処分の報告について（専決第2号）の補足説明をいたします。

ただいま市長が申し上げたとおりでございますが、この事故は、1月15日、国道7号線象潟郵便局前の車両同士の接触事故で、ガス水道局職員運転の公用車両が国道を本荘方面へ走行中、郵便局駐車場から国道へ同じ方向に進入しようとして急に発進してきた車両を避けきれず接触したもので、損傷は車両のみでございます。事後処理は示談とし、保険調査等に期日を要しましたが、修理費用につきましては任意保険による支払いで、負担割合は市が15に対しまして相手方が85でございます。今後は、周囲の状況を十分に確認し、周囲の動きを予測しながら注意して運転するよう、局内で徹底したいと存じます。以上です。

●議長（菊地衛君） これで当局からの説明を終わります。

次に、報告第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号に対する質疑を終わります。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時05分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

3番	佐々木	雄太	4番	佐々木	春男
5番	奥山	収三	6番	伊藤	知
7番	伊藤	竹文	8番	飯尾	明芳
9番	市川	雄次	10番	佐々木	弘志
11番	佐々木	平嗣	12番	小川	正文
13番	伊東	温子	14番	鈴木	敏男
15番	佐々木	正明	16番	宮崎	信一
17番	加藤	照美	18番	佐藤	元
19番	佐藤	文昭			

.....

欠席委員（0名）

2番 渡部 幸悦

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤 信夫	班長兼副主幹	加藤 潤
主事	須田 拓也		

.....

説明員

市長	横山 忠長	副市長	須田 正彦
教育長	齋藤 光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤 均
財務部長	佐藤 正春	市民福祉部長	伊東 秀一
農林水産建設部長	佐藤 正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏春
教育次長	齊藤 義行	ガス水道局長	高橋 元

消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	防 災 課 長	土 門 保
税 務 課 長	山 田 克 浩	仁賀保市民サービスセンター長	相 庭 信 幸
健康推進課長	鈴 木 啓	子育て長寿支援課長	佐 藤 リサ子
図 書 館 長	佐 藤 智 秋	選挙管理委員会事務局長	加 藤 文 芳
農業委員会事務局長	平 野 清 克	管 理 課 長	佐 藤 次 博

.....

午前10時06分 開 会

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。12番小川正文総務小委員長。

【総務小委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務小委員長（小川正文君） おはようございます。

それでは、去る3月8日付託の下記の事件につきまして、審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算について、いずれも総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項、その他について、2件とも全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

第53号からまいります。総務課関係であります。

20款5項6目1節のうち、松島町への職員派遣経費負担金について質疑がありました。何年まで派遣するのか決まっておりますかについては、何年までということは決まっておりません。復興計画の第1期が今年で終わりますが、まだしばらくは復興支援は続きます。これまでも、松島町からの派遣依頼の文書を受けて対応していました。行革を進める中で職員の減を図っているところですが、夫婦町という交流もありますので、できる限り支援をしていきたいと思っております。

財政課関係であります。

各種情報セキュリティの業者の選定に当たって、どのような考え方をしているのか伺いますという質疑がありました。国から示されている最低限の支出項目がありますので、それをしっかり抑え、補助対象となるような仕様書として、選定方法としてはなるべく計画・提言という形をとり、

価格についても導入以降の保守も含め提案してもらっております。通常の業務においても、職員の不便にならないような形で総合的に判断して選定していきたいと伺っています。

企画課関係であります。

13番の伊東温子議員から当委員会に質疑が出されておりますので、お答えいたします。

一つ目であります。実施する4事業について具体的な事業内容を伺います。

一つ目、まち歩き環境整備についてであります。市民へのガイド養成講座、まち歩きマップの作成、誘導看板の整備、美術館駐車場などの整備などを計画しております。

二つ目は、商品等の開発については、飲食店の修三メニューの開発、お土産品の開発など、首都圏エージェントへのPR活動。

三つ目、ガイドブック作成について。児童・生徒、市民へガイドブックを作成し、配布をいたします。予定としては2万部を予定しておりますと。

四つ目、ラッピング自転車。作品をラッピングした自転車を用意し、観光客に貸し出し、町歩きに使用しております。

DMOはどういう団体でありますかについては、簡単に申し上げますと、地方公共団体と連携してマーケティングやマネジメント等を行うことにより、観光地域づくりを担う法人ということになります。そこには、観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成が必要であり、地域住民、行政、飲食店、農林漁業、宿泊施設、商工業、交通事業者などと連携し、地域一体の魅力的な観光地域を軸に、戦略に基づき、一元的な情報発信、プロモーションを行うことにより、観光客を呼び込み、観光による地方創生を担うということになります。一般に言われている、着地型観光と呼ばれているものであります。

このDMOの構想はいつからありましたかについては、今回の交付金申請を検討する段階で事業の効果を考えたとき、DMOの手法を取り入れた方が有効と判断し、計画したものであります。

各種団体との協議はありましたか。今のところ協議はしておりません。

想定メンバーにつきましては、想定している構成は、市内の商店、宿泊等事業者、商工会、観光協会、ボランティア団体等からなる団体と考えております。

次に、委員会の質疑の内容であります。

2款1項9目のうち、池田修三関係については、委員から次のような質疑がありました。

池田修三関係の整備について、周辺の住民への周知、話し合いは行ってきたのですかについては、新聞報道があり、その後二、三件の問い合わせがありました。また、まだ周辺住民への周知はしておりません。

次の質問です。公会堂は地域の方々が使用している施設です。内部の整備のこともあると思いますので、公益的な施設であるならば早目に周知すべきではないのではないのでしょうかということについては、この話が出た段階では、公会堂と決定しているわけではありませんでした。現段階で公会堂で問題があった場合は、当然ですが別の場所も想定されます。地域の方々への周知は、決定した段階でと考えております。また、現在は音楽関係の方々の方がメインで使用しておりますが、新聞発表になった段階で、その代表者の方へ連絡をしております。もし公会堂が常設展示場になったとし

ても、イベント的な音楽ホールとしては使用可能な状態にはすると話をしております。

そうすれば公会堂が100%ということではないのですかについては、第一には公会堂を想定しております。例えばの話ですが、駐車場がどうしても整備できないとか、周辺住民からの反対があるとか支障があると判断したときには、別の民間の倉庫に当たるなど、そういう方向に行かざるを得ないと考えております。

次の質問です。1款1項9目のうちの移住関係について質疑がありました。今後の移住者の掘り起こしについて、具体的にどのようなことを想定しておりますかについては、ポスター、パンフレット等の送付等の話をさせていただきましたが、これについては各大学を中心に送付し、掲示をお願いしております。

それから、セミナーフェアの開催ですが、来年度は5回ほど予定をしております。また、北東北3県合同セミナー、秋田県のふるさと回帰支援センターを利用した共同事業、由利本荘市との共同事業、一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）という機関の移住交流フェア、さらに市単独でも首都圏でのセミナー等を考えております。

当局の目標値はありますかについては、お試し移住の体験を年間5世帯、懇談会の参加者を年間20人、その中から実際に移住してもらいたいと思っております。平成31年度までの累計で50人を目標にしております。

防災課関係であります。

9款1項5目19節の中の防災費についての質疑がありました。自主防災組織のリーダー等が資格を取得して、地域、学校等で防災に関する知識を広め、また、市の防災訓練でも活躍が期待されております。今のところ、補助事業を利用して資格を取得した方はおりませんと伺っております。

次に、議案第62号関係であります。

総務課関係であります。

2款1項1目13節の委託料の中の、コミュニティバス停留所標識制作委託料について質疑がありました。上郷線31ヵ所とあります。特に上郷線の標識が老朽化したということでしょうか。上郷線は標識の老朽化、破損もありますが、予定として上郷小滝線、上郷長岡線を上郷循環線に変更することも検討しておりますので、そのことも踏まえて取りかえるものであります。先般、地域公共交通会議を開いて循環線にする承諾をいただいております。手続もありますし、6月ないし7月ころをめどに変更する予定です。

循環線になるということですが、路線について伺います。先般の地域公共交通会議で承認された内容は、上郷線について、これまで上郷小滝、上郷長岡線とバス2台で2路線を走っていたんですが、これを一部の時間帯をバス1台による循環型として、さらに、ねむの丘まで延伸する予定であります。この変更につきましては、今年の6月ないし7月をめどに変更する予定です。

標識の切りかえについては、それまでに行います。

上郷線の路線変更に合わせて、金浦から仁賀保まで行く大竹線も路線変更、延長する予定となっております。現在の経路からは、はなますまでの延長が一つ、金浦の夕日ヶ丘クリニックの前を通るのが一つ、それから、金浦の元町の中も若干延長して走ります。これについては4月1日に変更す

るもので、広報で周知をいたします。

2款1項13目8節の中の、公共施設等総合管理計画検討委員会についての質疑がありました。検討委員会の委員については、委員は予定では10名ほどです。選定については、これから行います。

次の質問です。検討委員会ではどのような施設を検討するのかについては、公共施設等総合管理計画というのは、市が所有する全ての公共施設で、箱物と言われる施設や道路、橋梁までが全て入りますと。他の自治体では、ほとんど箱物に限定している自治体もありますが、対象は市が所有する全ての施設となります。この公共施設等総合管理計画は、10年以上の計画期間になります。長期を見据えて、統合、廃止等を含めた総合的維持管理計画を策定することになりますので、そういった廃止、売却等も計画の考慮の対象になります。

次の質問です。委員会で決まったことをそのまま決定するのですかについては、10年以上計画期間がありますから、直接的に来年すぐに壊すというふうにはならないものであります。ただ、今まで取り組んできて決まった内容をそのまま盛ります。例えば、農林水産施設であるむらたけ荘など平成29年度に解体と決まっているものについては、解体と出ますけれども、何も決まっていないものは、現状どうなっているのか、どうなっていくのかも含めて、廃止の方向なのか、あるいは存続の方向なのか、廃止も含めた検討なのか、その方向性を示すということにとどまるもので、例えば庁舎についても、こうするああするというのではなく、将来的にはこういう方向にどの方針を示すものになるという考えをもっております。

次の質問です。市長の答弁ですと、平成28年に利活用を含めて国に計画書を出すということでありましたが、委員会で決まったことを国に出すということなのか伺います。答弁です。そうです。大きな手順としては、検討委員会で中身をもんで原案ができるわけですが、パブリックコメントも行い、市民の意見も聞きますし、委員会の委員として、市民の代表が決めていくことになります。そういうものを経て、最終的に計画書として成案になったものを提出するということになります。

次に、2款1項1目19節の負担金補助及び交付金の中の、仁賀保高校教育振興会助成会について質疑がありました。この振興会の内容についてはどのようになっていますかについては、仁賀保高校の教育振興会は以前からある組織で、補助制度は旧町時代にもありました。一時補助をカットした経緯があります。今回は復活という形になります。会の活動は、統合問題に特化した活動を行うものではありません。高校の第7次再編計画の中で時期の見通しはありませんが、次期計画までの間に方針を示す学校の中に、由利工業、西目高校、仁賀保高校があります。このことから、当事者の仁賀保高校教育振興会では存続要望が強くありますので、活動の母体になっていただきたいということで助成を行うものであります。

次に、財政課関係であります。

2款1項12目13節の委託料について質疑がありました。各種計上されている保守委託料は、システムを利用する上で強制的に決まっているのかについて。答弁です。ハードの保守とサポート的な保守があります。ハードについては、入らないと壊れてしまったり、新規購入をしなければならない懸念が大きいですので、基本的には入りますと。システムサポートの保守については、その都度スポット対応という方法もありますが、何かあったときの影響を考えると、基本的には入ることにしてお

ります。ただ、各職員等のクライアントのパソコンについては、スポット対応として保守を行っております。

防災課関係であります。

9款1項5目15節の中で質疑がありました。避難施設の整備について、計画の何%ぐらい達成しておりますかについては、漁港漁村活性化対策事業における避難路については、来年度で100%になりますが、当事業で計画している津波避難タワーについては、いまだ未実施となっております。県が新たに津波浸水地域を見直したことから、今までの想定をもとに整備を進めると手戻りになる可能性があり、今後は新しい想定をもとに、再度シミュレーションを行った上で津波避難困難地域を洗い出し、市全体の避難施設整備を計画しなければならず、建設にはもう数年期間を要することになります。平成21年度以降は、当事業を継続し整備を進める中、一旦事業を終了し、別事業を活用して整備を進めるのか検討しているところであります。

次の質問です。計画している津波タワー3基は、今後増減する可能性がありますかについては、津波避難タワー3基は、計画当初に各旧町ごとに1基という考えで計画したものであります。現在洗い出されている困難区域は12カ所あります。今後新たに想定をもとに計画全体を作成し、施設整備量を定めていくこととなります。

次に、企画課関係であります。

2款1項11目19節の中の、地域振興交付金の検証と一本化するなど今後の展望についての質疑がありました。この交付金については、3年を経過しております。3月22日に関係者を招集して、これまでの検証を行います。話し合いの中で、一本化するなどの課題が見えてくるかもしれません。

同じく2款1項11目19節の中の、あきた結婚支援センター運営費負担金についての質疑がありました。この支援センターは、個別マッチング登録制度、独身男女の出会いイベント情報の提供という、二つの役割を持っております。市では県と連絡を取って、情報を提供したり、登録を増やすためのパンフレットの配布等を行っております。県との会議は年一、二回行われております。市からは4名の方がサポーターとなって、地域との結婚支援活動等の情報交換を行っております。市内では現在40名ほど登録されております。県内では1,968名ほど登録者がおりますので、少ない方です。また、マッチングに成功して成婚された方は、にかほ市では10組あると伺っております。

税務課関係であります。

納税義務者が400人ほど減ると予想されておりますが、算出根拠についてはどのようなになっているのかについては、県の統計や課税状況報告書をもとに算出してあります。平成27年度の課税状況報告で、実際に課税した人数が1万1,896人となっております。その後の平成27年度の直近の人数が、1万1,942人となっております。ということで、平成28年度につきましては1万1,900人という人数を見込んであります。

消防本部関係であります。

9款1項3目15節の中の、田爪の改築工事について質疑がありました。自治会の負担はないのですかについては、基本的には団車庫に関して、底地は自治会となり、自治会なり集落から用意していただいて、上屋については全てが消防が負担する内容となっております。また、消防の要綱で定めら

れておりますが、建築30年を超える建物、団車庫を対象として今後の計画を考えております。実施計画の方にも挙げておりますが、3ヵ所を考えており、毎年1棟ずつ建てかえと考えております。

各センターについてであります。

6款1項2目13節の中の、象潟都市農村交流センター、上浜構造改善センターについての質疑がありました。象潟都市農村交流センター及び上浜構造改善センターにおける施設管理委託料について、管理人が宿泊した際の時間外委託料が計上されておりますが、実際宿泊しなければならないような業務はあるのかについて。答弁です。市が主催する大会に選手やボランティア等関係者が宿泊しております。宿泊料の設定がないため、宿泊料はいただいておりません。ただし、宿泊利用申請があった際には、部長決裁により使用料の免除が認められる団体に限り——これは市が主催する大会等であります、宿泊料金使用料を免除の上、宿泊をしていただいております。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生小委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは、一般会計予算特別委員会教育民生小委員会の審査の内容について報告をさせていただきます。

議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について及び議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算については、市民福祉部並びに教育委員会に係る内容について、いずれも賛成多数により可決に決しております。

それでは初めに、議案第53号について。

各課ごとに主な審査内容を報告させていただきます。

まず初めに、市民課です。

今現在、個人番号カードの申し込みのあるうち、何割くらいを交付していますか。また、申請から交付まで、およそどのぐらいの日数、時間がかかりますかとの質問です。これに対しては、2月29日現在で申し込み者数が1,295人、交付済みについては3月7日時点で390枚が交付されております。交付期間につきましては、当初の申請は全国一斉であったため、混み合っていたことにより個人番号カードが届くまでに3ヵ月ぐらいかかりましたが、今は申請数が減っていますので、申請からの交付までの期間は大幅短くなっていますとの答弁です。

生活環境課です。

循環型社会形成推進交付金3,124万円の減額です。どのような理由でしょうか。減額理由につきましては、当初6億円を要望しておりましたが、この時期、全国的な同業多種の建物が建てかえラッシュであるということで、要望額が国の予算を超えていたことから、全国一律で削減されている現状となっております。当市が建設している施設も標準型でありますので、平成26年度から高効率の

よいものの発電を備えた施設では、新たな枠組みでの交付金事業が始まっていますが、当市の施設は高性能というものではないので、優先的に配分が受けられなかったための減額であるという答弁でございます。

健康推進課です。

特定不妊治療と一般不妊治療の違い、助成金額、その結果と効果について説明してくださいとの質問です。特定不妊治療補助金は、県の上限が20万円、市の上限が15万円、最大で35万円の補助となります。助成となります。治療は、主に秋田大学病院になります。もう一方の一般不妊治療は、県の補助はなくて市独自の補助金で、1年間の上限が10万円となっております。これまでこの助成対象となった方が、その後妊娠したという状況の判断でおりますが、特定や一般不妊治療で妊娠したかどうかについては、プライベートな部分に当たるため把握してはおりませんが、平成27年度、一度でも助成の対象となった方で妊娠した方は4名おりましたとの答弁でございます。

福祉課です。

生活困窮者自立支援事業委託金の減額です。実際、今年度どれくらいの相談件数がありましたかとの質問です。2月末現在、包括相談が全体で50件です。その中で、継続して支援が必要だということでの理由の申し込みに至った人は7人です。ただ、利用の申し込みに至らなくても支援は実施しておりますので、これまで委託先で行った支援の実績は、延べ回数で926回となっております。

学校教育課です。

震災避難児童生徒扶助費について、その内容と今回の減額理由を教えてくださいとの質問です。現在、にかほ市へ避難してきた児童・生徒に対しては、学用品費、給食費、体育実技用具費、新入学児童・生徒に対しては、入学に係る学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費等を補助しております。その補助率は100%です。今回の減額の理由は、当初は5名の児童生徒を対象として予算計上をしていましたが、平成27年度より支給対象の条件として、被災しているという事実に加えて、経済的に修学が困難であるという状況を所得状況調査によって確認することが加えられました。準要保護の支給対象判定方法になって、震災避難扶助費についても源泉徴収票を徴収し、判定することを対象者に伝えたところ、そこまでの手続が必要なのであれば申請するまでもありません、辞退しますという申し出が4世帯ありました。その他の1件からは申請があり、判定を行い、支給対象となっております。

スポーツ振興課です。

スポーツ宿泊研修センターについて、利用料収入が20万円増える見込みとのことですが、冬期間、どのようなところから利用があったのか、また今後の予定はとの質問です。3月です。3月に、仙北の平和中学校、県北の十和田高校野球部、横手城南高校野球部、そして大館鳳鳴高校野球部といったところから、合宿したいと、およそ2泊3日、あるいは3泊4日ということで予約が入っておりますとの答弁です。

白瀬南極探検隊記念館についてですが、入館料32万円の減となっております。入館者の減についてどのように分析していますか。周辺の観光施設と情報交換しておりますが、昨年8月、好天続きのため、フェライト科学子ども館も同様ですが、インドア施設が軒並み利用者が減少しています。当

館は前年比約30%減です。これが直接響いていると分析しています。ほかの月は、ほぼ前年並みです。この8月の利用客の落ち込みが、全体として4月から通してはマイナス3%の減となっているとの答弁でございます。

続いて議案第62号について、同様に各課ごとに説明、報告させていただきます。

健康推進課です。

寄附講座について、新たに日本大学へと変わりますが、ピロリ菌事業はずっと続けていくのですかとの質問です。寄附講座のピロリ菌抗体検査は、最低でも5年の事業となっております。事業内容は大きく変わりはないのではないかと考えております。全国的にも珍しい事業で、医師の研究やデータの基礎となっておりますので、継続していくものと考えております。

もう一点です。新規事業の健康ポイント制度事業の内容と目的を教えてください。健康ポイント制事業の目的は、健康管理に対する意識を高めることが目的で、対象は20歳以上の市民と考えております。流れとしては、市民が各保健センターに申請し、健康ポイントカードを発行してもらいます。各時で自分に合った健康目標を60ポイント以上で設定し、運動等健康づくりの活動や検診の受診、保健事業への参加として100ポイントたまった時点で、にかほ市商品券1,000円分と交換となります。実施時期は、4月中旬から年度末と考えております。

続いて、子育て長寿支援課です。

これにつきましては、鈴木敏男委員より委員会質疑が出ておりますので、これを御紹介させていただきます。

提出された質問ですが、にかほ市子ども・子育て支援事業が行われています。平成27年度も地域子ども・子育て支援事業として、認定こども園、保育所での延長保育、病児病後児保育も計画されました。平成27年度の市内4ヵ所の認定こども園、保育所での病児病後児保育の状況はどのようなものだったのでしょうか。合わせて、平成28年度の取り組みも伺いますとの質問でございます。これに対しては、答弁ですが、平成27年度の4施設の病児病後児保育の利用者数は1,096名です。保育園で病気を見つけ、看護師から保育を受けましたと。児童が小さい、つぼみ保育園と幼稚園と一緒にあった白百合こども園が増えております。平成28年度は、平成27年度に事業を行った4施設に同様の実施する意向がありますので、平成28年度は平成27年度と同じように実施していきたいと考えておりますとの答弁でございます。

続いて、文化財保護課です。

郷土資料館の改修工事ですが、実施計画では平成28年度が外部、平成29年度が内部の改修工事になっています。少しずつ行うのではなく、大きく博物館を建設するようなことを考えていませんかとの質問です。答弁ですが、今回の改修工事の経緯は、そもそも屋根が壊れており、これを直さないと保管しているものに影響を与えるのではないかとということであったということがあってのものです。おっしゃられるようなことについては全体計画になりますので、現在のところ考えてはおりませんとの答弁でございます。

教育総務課です。

旧小出小学校を維持していくための経費は、平成28年度でどのぐらいになりますか。答弁です。

電気、水道としましては54万円、施設の修繕として15万円、委託料関係で、電気保安業務に10万円、遊具の点検として2万2,000円、もう一つ、単年度の契約となりますけれども、今年、平成28年度の単年度に一つ、小学校のときの理科の授業で使っていた薬品、不用薬品の処理として35万7,000円が計上されております。また、スポ少で体育館の利用がありますので、AEDも設置しております。このリース料として7万6,000円が含まれておりますという答弁です。

学校教育課です。

全国的には、子供の貧困による学習困難という問題も話題になっております。にかほ市は、子供の貧困についてどのような状況か教えてください。準要保護の申請に来る方は増えてきていると思われれます。経済的に困難な家庭は間違いなく存在しており、決して状況がよくなってきているわけではありません。準要保護認定は1年ごとの更新なのですが、今年度の準要保護認定者に来年度の申請書を送付する際、福祉課保護支援班が今後実施を検討している学習支援に関するアンケートを同封し、回収にも協力していきたいと思っております。今後寄せられたこのアンケートに対する回答をもとに、何らかの対策が講じられていくものと考えておりますとの答弁でございます。

図書館です。

平成26年3月に読書活動推進計画が作成されて、2年が経過しました。どのような効果、変化がありましたかとの質問です。事業について、今年度から小学生を対象としたポイントカード制を試みており、1冊につき1ポイント、100ポイントになると、しおりのような記念品や読書記録ノートのような図書サービスを実施しております。効果と思われるものについてですが、図書の貸し出し冊数は2月末現在で6万冊となっております。昨年度より増えております。決してこの事業は大きな事業ではありませんが、このような活動の積み重ねを続けることで、読書の推進に結びつけていきたいと考えておりますとの答弁です。

フェライト子ども科学館ですが、報償費について、サイエンスカフェとはどのようなことをするのでかとの質問です。フェライト子ども科学館で実施するサイエンスカフェについては、高校生以上を対象とした新規事業です。毎回、科学にする身近なテーマを一つ取り上げて、専門知識を持つ話題提供者を囲んで語り合うというものです。報償費3万円は、その話題提供者への講師謝礼で大学の先生などを想定しています。テーマの一例としては、例えばジオパーク構想に絡めた鳥海山や飛島などの地質学の話や、フェライトの今後の可能性といったものが考えられます。年4回を実施と考え、科学館を会場に行っていく予定です。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） おはようございます。それでは、私の方から産業建設小委

員会に付託されました、議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について及び議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についての2件中、付託を受けております農業委員会、農林水産建設部、商工観光部に関する事項の審査結果であります。全員の賛成により可決しております。

初めに、議案第53号についてであります。

農林水産課関係です。

漁業経営体経営発展支援事業費補助金について、県への協調助成を市で行うのであれば、市は市で審査が必要と思うがとの質問に、経由の形ですが、市でも審査して協調助成を出しているとの答弁です。

次に、建設課関係です。

社会資本整備交付金の関係で、市営住宅さくらの改修を予定の3棟から2棟に変更しているが、残りの1棟の改修はどのように考えているかとの質問に、残りの1棟は来年度予算にも計上しているとの答弁です。

次に、商工課関係です。

職業相談事務員賃金及び通勤手当、ハローワーク窓口経験者等公募について、窓口経験者の方は獲得されているのかとの質問に、具体的な人選まではできていませんとの答弁です。

次に、観光課関係です。

観光協会の人材委託料ですが、2名の予定が1名になった理由はとの質問に、この事業は平成27年3月から平成28年2月までのものです。3月中に募集して、今回は1名の採用にしか至りませんでしたとの答弁です。

引き続き、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算について、主な審査の内容の一部を報告させていただきます。

まず初めに、農林水産課関係です。

園芸メガ団地について、J Aが窓口なのはどういう理由かとの質問に、最初にJ A秋田しんせいがメガ団地をしたいと言ったのが発端でした。J Aが補助残を負担し、営農主体にリースで貸し出すため、営農主体は初期投資がなくなるというメリットがあります。新規就農者でも取り組みやすく、市でも補助金をかさ上げしてモデル地区にしたいとの考えからですとの答弁です。

次に、建設課関係です。

橋梁点検について、去年までに調査した142本の実績はとの質問に、国土交通省で定められた4段階評価で健全度を調べています。評価が4になると通行が即座にできなくなり、架け替えの工事が必要になってくる。これまでの点検した142本については、4の評価のものはありませんとの答弁です。

次に、商工課関係です。

Uターン等面接交通費助成金事業の中で、加速化交付金事業に計上しているものと平成28年度当初予算に計上しているものに分かれているのはなぜかとの質問に、加速化交付金事業については、個人への給付は対象にならないため、都市在住Aターン登録者と都市在住大学等卒業予定者への助成は、平成28年度当初予算に計上しています。また、企業への助成は加速化交付金事業の対象にで

きることから、同じ事業の中でも分けられています。総合戦略事業の中から、加速化交付金事業で対象になる事業を抜き出した形になりますとの答弁です。

次に、観光課関係です。

地域おこし協力隊は、この地域を盛り上げたいという意識の問題である。安易に賃金を上げても応募がないのではないのでしょうか。また、算定の根拠を教えてくださいとの質問に、ANAグループ社員は高い給与水準にあり、地域おこし協力隊の期間は休職扱いとなりますので、市からの賃金25万円とANA総合研究所から支給される5万円を合わせ、30万円の報酬であれば応募があるのではないかと、ANA総合研究所からの提案を受けたものですとの答弁です。以上であります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。18番佐藤元委員。

●18番（佐藤元君） 小委員長に2点ほどちょっと質問します。

補正予算書の38ページ、商工費ですが、この中で19節の2点、下から2点ほど、工業振興条例補助金、本会議での当局からの説明では3社分という説明があったわけですがけれども、この具体的な内容を審査されましたらお願いします。

もう一点は、その下のUターン等面接交通費助成金ですけども、これはもう新たに補正しているわけですから何らかの根拠があると思いますので、詳細な説明をもう一度お願いいたします。以上。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時01分 再 開

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 再開します。

産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） 委員会で審議はされておりましたが、商工課の方から説明書類をいただいておりますので、報告いたしたいと思います。

工業振興条例補助金ですが、設備投資助成として対象事業者、株式会社A社、補助金額が715万3,000円、それから雇用促進助成については、対象事業者、株式会社B社、金額は25万円です。それから使用料助成は、対象事業者、株式会社C社、これについてはマイナス227万円というような形になっております。

それから、Uターン等面接交通費助成金ですが、これについては、就職面接会参加企業交通費助成ということで20万円支給されております。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 18番佐藤元委員、いいですか。

●18番（佐藤元君） はい、了解。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太委員。

●3番（佐々木雄太君） 委員長にお伺いいたします。

今委員長の説明の中で一番最後に御説明ありました、ANA総合研究所からの地域おこし協力隊の報酬について引き上げになった経緯というものを、ただいま御説明ありましたけれども、これ、引き続き平成28年度もですね、ANA総合研究所から派遣していただけると。これ単年度更新というふうに認識しておりましたけれども、来年度も引き続き派遣していただけるという認識でよろしかったでしょうか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） その件は、委員会で質疑等がございました。現時点で、従来の報酬金額では無理だというような形で、先ほど報告しましたようにANA総合研究所といろいろ相談した上でプラスして募集しているというところですが、確定しているわけではございません。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太委員、いいですか。

●3番（佐々木雄太君） はい。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第53号の討論を終わります。

次に、議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第53号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第53号は各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。

次に、議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第62号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第62号は各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時08分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時20分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第29号物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から日程第44、議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案43件、日程第45、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情から日程第47、陳情第3号労働時間と解雇の規制強化を求める陳情までの陳情3件、計46件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。12番小川正文総務常任委員長。

【総務常任委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務常任委員長（小川正文君） それでは、去る3月8日付託の事件につきまして、審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第29号物品取得契約の一部変更についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）につきましては、全員の賛成により承認と決しております。

議案第30号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、議案第31号にかほ市行政不服審査関係手数料条例制定について、議案第32号にかほ市職員の退職管理に関する条例制定について、議案第33号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第34号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第44号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

陳情第4号「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書、陳情第5号未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情について、いずれも継続審査と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

議案第31号について質疑がありました。委員からは、この請求に当たって、代理人請求は認められているのかについて質疑がありました。これに対して、代理人でもできると解釈をしております。また、代理人の規定については、行政不服審査法や関係規定を確認しながら、規則等で定めていきたいと考えていると伺っております。

議案第32号についてであります。質問です。退職した方は、離職後2年間、営利企業等に就職した場合、その都度報告するということでしたが、例えば報告を怠った場合は罰則等があるのでしょうかについては、第3条の届け出関係については罰則はありません。なお、第2条の再就職後の働きかけは、罰則が上位法の地方公務員法で懲役1年もしくは50万円以下の罰金ということで、刑事法が適用されることとなると伺っております。

議案第33号についてであります。質問です。級別の職務表に出てくる言葉に、「困難な業務を行

う」、「特に困難な業務を行う」、「極めて困難な業務を行う」とありますが、この境は何ですか。具体的なものがあるんですかについては、答弁です。抽象的な表現で非常に分かりづらいかもかもしれませんが、職務の複雑困難なことや責任の都度に基づきまして、このような表現で級別表に表しており、国・県も同様に表しておりますと伺っております。

議案第34号についてであります。国税の改正に伴い、条例も改正しますが、この条例の狙いはどこにあるのか。また、延滞金もその中に入っているのかについては、地方分権を推進する観点から、地方は地方で滞納者の状況に合わせた形で条例化するということでもあります。また、延滞金につきましては、徴収猶予すると延滞金がかかりません。一時的に納付が困難な場合、猶予制度を使っていれば納税者の負担も軽減されるものであります。分割して納税できるかについては、本人の申請によるものであり、こちらから一方的に決めるものではありません。本人の納付計画に基づいて1年以内の分割納付となります。納付方法は、徴収猶予が適用された1年間であれば、どんな方法でも可能です。ただし、完納計画でなければなりません。

次に、議案第44号についてであります。質問です。この条例の別表に、基本的には機器等からの離隔距離を定めたもののようにありますが、この辺は改正にならなかったのかについては、離隔距離については改正になっておりません。例えば厨房設備にガスグリル等が追加されたとか、ガスコンロ、電子レンジ、電磁誘導加熱調理機器等が区分されたものが、電気調理用機器に変わったものであります。以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生常任委員長（市川雄次君） それでは、教育民生常任委員会に付託されました議案についての審査の結果について御報告させていただきます。

議案第35号にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定について、議案第36号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について、議案第38号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第39号にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定について、議案第40号にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第54号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について、議案第55号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について、議案第56号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第57号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、議案第63号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第64号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第65号平成28年度にかほ市後

期高齢者医療特別会計予算について、議案第66号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についての計16件については、いずれも全員の賛成により可決に決しております。

陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についても、全員の賛成により採択しております。

それでは、議案ごとについての審査の内容の一部を報告させていただきます。

初めに、議案第35号にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定についてですが、今この時点で、この条例を廃止する理由は何ですか。働く婦人の家がこれまで果たしてきた役割や機能などを、廃止することによる問題はありますかとの質問です。これにつきましては、各種講座や自主グループの育成などについては、これまでも公民館活動と一体的にやってきました。ですので、今般廃止することによって何ら変わることはありません。施設の維持管理と事業の一本化という観点から、婦人の家の廃止をすることになります。ちなみに、県内には七つの市に働く婦人の家がありますが、このうち秋田市と大仙市についても、平成27年度でこれを廃止します。にかほ市としても存続する理由がありませんので、これを廃止しようとするものです。

議案第37号にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定についてですが、センターにはセンター長や担当職員を配置することになるとと思いますが、何名の体制か、または専門的なアドバイザーなどを置く必要があるのではないのでしょうかとの質問です。これに対しては、仁賀保庁舎生活環境課内に兼務でセンター長を生活環境課長、担当職員1名、専門的なアドバイザーについては、消費生活専門相談員を配置して対応していきますとの答弁です。

議案第38号です。にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、にかほ市清掃センターの名称を残すということですが、今後の事業展開はどうなりますか。また、ストックヤードをなぜにかほ市清掃センターに設置するのですかとの質問です。清掃センターの全事業が終了するのが平成30年度になります。平成29年度に解体し、平成30年度からはストックヤードを建設する予定です。ですので、この期間の間は名前が残る形になります。それについてですが、環境プラザ、新たな方ですが、環境プラザの敷地内に設置すると、将来的に手狭になることも想定されます。新たな敷地の確保等も必要になります。現清掃センターの土地を有効活用することで、既存施設の解体についても国の補助金で対応することができますとの答弁です。

議案第39号にかほ市空き家等の適正管理に関する条例制定についてです。これにつきましては、鈴木敏男議員より質問が出ておりますので、それを朗読しながら答弁をお答えさせていただきます。

質問ですが、空き家対策としてはこれまでは、にかほ市住みよい環境づくり条例で対応してきました。今般は空き家等の適正な管理を図り、住民等の安心で安全な生活環境を保全するために条例制定をするとのこと。この条例案には、第16条に代執行等も掲げられております。昨年3月定例会一般質問の際には、代執行を条例に盛り込んだらよいのではとの質問に対し、上位法に基づき代執行は可能であるので、条文化はしないとのことでした。今回ここに来て、代執行を条例中に条文化した理由は何ですかとの質問です。これに対する答弁ですが、昨年3月議会の一般質問において、は、空き家に特化しているものではなく、改正しなくても上位法を根拠に代執行が可能であるとの

観点から、その時点では条文化しないとの回答でありました。今回は、国の特措法に基づいて空家等の適正管理に関する条例を制定するに当たり、最終手段として所有者等に適正管理を促すために条文化しました。ただし、あくまでもこの条例ではなく、上位法を根拠として進めることに変化はありませんとの答弁でございます。

もう一点ですが、空き家の問題は全国的ですが、この条例によって強制執行できるということのようですが、費用の問題があるため速やかにいかないのではと懸念しています。そこで、この法律改正と条例制定を担当ではどのように評価していますかとの質問です。今までは住みよい環境づくり条例の中に空き家の考え方を設けていましたが、この条例により空き家を特化させた形になり、市の空き家対策についての考え方を市民に周知していけば、空き家の問題の解決に向けての第一歩になるのではないかと評価しておりますとの答弁です。

議案第40号にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定についてです。ではということで質問ですが、この条例に今般規定された空き地については、どこまでを言うというふうに考えていますかとの質問です。答弁ですが、あくまでも住宅地に点在する空き地、あるいは隣接する畑等の空き地を想定しています。したがって、純然たる農地は空き地とは定義はしておりませんとの答弁でございます。

議案第63号です。平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてです。質問ですが、財政調整繰入金4,000万円、全てを繰り入れております。繰り入れて足りない場合はどうなりますかとの質問です。前回の委員会でも説明しましたが、厳しい財政状況にあることから、平成27年度の決算の段階でどの程度の余剰金が発生するかということ、平成27年分の被保険者の所得状況を合わせて勘案しながら、平成28年6月の定例会で、必要があるとなれば税率改正の条例改正を提案させていただくことも考えておりますとの答弁です。

もう一点です。医療費の抑制の方法と、新年度での滞納繰越分の収納率を上げるための新しい徴収方法があれば教えてくださいとの質問です。医療費の抑制として、平成27年度は、にかほ市広報により3回の連載をして、国保事業や財政状況の呼びかけを行いました。平成28年度は、ジェネリック希望シールを被保険者に配付して、被保険者証に張ってもらうことにより、ジェネリック医薬品の促進を図りたいと考えています。また、病気の予防に重点を置いて、特定検診の受診率の向上と平成28年度から人間ドックの申請時に結果表を添付するなど、健康指導対象者を増やして指導を受けてもらうことが有効な手段であると考えていますとの答弁です。

議案第71号です。にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についての質問ですが、出生率の向上が期待されるということで今般の条例改正でしたが、市民に対して聞き取りを行ったのか、それとも当局が検討委員会などを設置して決めたのか。金額です。子だから祝金条例の条例改正の内容ですが、これについては、今般は、以前子育て世代を対象としたアンケートを行ったときの自由記載欄に、保育料の減額などと一緒に要望がありました。ありましたので、それを受けての金額設定とさせていただきましたとの答弁でございます。以上です。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木弘志君） それでは、産業建設常任委員会における審査の主な内容等について報告させていただきます。

当委員会に付託されました議案は、全部で18議案です。

議案第41号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第42号にかほ市下水道事業等審議会条例制定について、議案第43号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、議案第45号にかほ市公の施設の指定管理者の指定について、議案第46号市道路線の廃止について、議案第47号市道路線の認定について、議案第48号市道路線の変更について、議案第49号市道路線の変更について、議案第51号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第52号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第58号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、議案第59号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第60号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について、議案第61号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第67号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第68号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第69号平成28年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第70号平成28年度にかほ市水道事業会計予算についての18議案は、いずれも全員の賛成により可決しております。

また、陳情は2件付託されております。

陳情第2号全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情、陳情第3号労働時間と解雇の規制強化を求める陳情、いずれも願意妥当として、全員の賛成により可決としております。

それでは、委員会での主な審査の内容について、議案ごとに報告させていただきます。

議案第41号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。使用を停止している市営住宅はいつから使用停止しているかとの質問に、平成21年から使用停止しておりますとの答弁です。

議案第42号にかほ市下水道事業等審議会条例制定についてであります。料金改定の審議会ですが、諮問がなければ開催しないというのではなく、にかほ市の下水道料金が全国的に見て適正なのか判断するために、毎年最低でも1回は開催するべきではとの質問に、来年度から最低でも年1回開催する方向で検討させていただきますとの答弁です。

議案第43号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてであります。国の指導ということであれば仕方ないことだと思うが、額はともかく、値上げするということは印象がよくないのではないかとの質問に、ガス事業は赤字決算になっている。約3,000万円から4,000万円となって

いるので、何とか上げさせてほしいとの答弁です。

議案第45号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてであります。高速道路開通に伴い、各施設とも競争力が必要になってくるが、指定管理者のままでよいのかという話題にはならなかったかとの質問に、審査委員会では話題にならなかったとの答弁です。

議案第69号平成28年度にかほ市ガス事業会計予算についてであります。公営企業運営審議会だが、年3回も行う必要があるのかとの質問に、平成24年4月1日の値上げだったので、前回は平成23年度に実施している。1回目が市長からの具申と当局からの説明、2回目が質疑応答、3回目が市長に答申となっております、今回も同様に考えているとの答弁です。以上です。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成28年3月8日に付託になりました、議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について及び議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）については、賛成多数により可決と決しております。

また、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算については、これも賛成多数により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第29号物品取得契約の一部変更についての専決処分報告及びその承認について（専

決第1号)の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第30号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号にかほ市行政不服審査関係手数料条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号にかほ市職員の退職管理に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(菊地衛君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号にかほ市働く婦人の家条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定についての討論

を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号にかほ市空家等の適正管理に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したい

と思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号にかほ市下水道事業等審議会条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第49号の討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第50号の討論を終わります。これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第51号の討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第52号の討論を終わります。これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）に反対の立場から発言いたします。

生活バス路線運行費補助金、子どものための教育・保育給付費負担金、池田修三氏に関連する予算などは、生活応援、子育て支援、先人の偉業を活用させていただきながらのまちづくりということで、これらは賛成できるものであります。

反対の一つは、7款1項2目23節緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金返還金であります。厚生労働省は、D I Oジャパンの不適正支出1,873万9,000円は、全て当市の責任として補助金の返還を求めているものですが、会計検査院の平成26年度決算検査報告では、実施主体である市町村による受託者の実績報告書の内容確認が不十分、厚生労働省の県への指導監督が十分でなかったとしております。また、パソコンなどの事務機器リース料の不適正算定は、厚生労働省の実施要領に、リース料補助の対象について、法定耐用年数のうち受託期間の年数分以外は事業者負担とすることを、厚生労働省が明示しなかった点が発生原因としてしております。つまり責任は、市、県、厚生労働省それぞれにあるが、その大本は厚生労働省にあるというものです。この会計検査院の指摘を受け、厚生労働省は平成27年5月に実施要領を改訂し、事業期間中の発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費にする。同年4月に遡及して適用すると明示したところで、発生原因の大本は厚生労働省にあるとした会計検査院の報告は、揺らぐものではありません。にもかかわらず厚生労働省が全責任を市に押しつけるのは、全く不当なことです。したがって、厚生労働省の要求した金額をそのまま計上し市民に負担を負わせる予算には、賛成できません。

次に、この補正予算にはマイナンバー制度に関連する予算が計上されていますが、この制度は自公政府が国民に押しつけてきたもので、市には責任はないものであります。ただ、このマイナンバー制度の問題点は、情報の漏えい、制度の導入維持に莫大な経費、事務負担がかかり、それが民間にも及んでいる。政府には都合がよいが、納税者や事業者にはメリットがないことなどが挙げられます。全員強制、生涯普遍、官民共通利用の番号制度を導入している国は、日本のほかにありません。お隣韓国では、7年間で累計2億人分以上の個人情報流出しています。アメリカでも年間900万件を超える成り済まし犯罪が起り、2011年に独自の限定番号に転換しました。日本で導入している制度は、世界では見直しが行われているものであります。国の制度ですので地方自治体はそれに沿う以外ないものであることは理解しておりますが、市民のプライバシーの侵害など、市民にとって不利益が極めて心配されるこの制度と予算には、賛成するわけにはいきません。

以上のことから、補正予算に反対の意を表明し討論といたします。

なお、平成28年度にかほ市一般会計予算についても、マイナンバー制度に関しては同様の考えであることを表明しておきます。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 議案第53号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について、反対討論をいたします。

本議案の一般会計補正予算（第12号）については、今も話がありましたけれども、生活バス路線

の路線運行費補助金はじめ、ふるさと納税への返戻品、あるいは池田修三作品によるまちづくり関連の予算等が含まれており、市民生活に直結する予算、また今後の交流人口の拡大を考えた場合、重要な予算が計上されております。したがって、所属しています総務所管の関連予算には、全て賛成をしたところであります。

ところが商工費商工振興費の償還金利子及び割引料、1,873万9,000円、つまりは緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金返還金については、反対をいたします。いわゆる誘致企業の破産に伴って、本来オペレーター研修期間にはできなかった売り上げがあり、それを返還しなければならない。しかし誘致した企業は破産しているので、事業主体が当市であることから責任の一端はとらざるを得ない等々のことでありましたし、説明会もございました。本定例会の議案質疑にもありました。また、12月の同僚議員の一般質問にも、るる説明や答弁があったところであります。

本返還金額については、国からも県からも頑張っていた、こういう答弁もありましたし、同様のことで羽後町とも相談されているようでもありますから、当局の対応も理解できないわけではありません。でも、1,873万9,000円とは余りにも高額な返還金であります。これが市民の税金から出ると思いますが、やはり賛成はできないのであります。国にも責任はあり、県にも責任はあり、当市で全額を返還することに納得がいかないのであります。市には、当該企業の経営等については何らアドバイス等、口を出すことはなかったのでありましようから、一端の責任は市にあって、全てをかぶることはないのだというふうにと考えると、それぞれが応分の負担をするのが当然だろうというふうにと考えます。

離職者が増加したことからの雇用の確保が一番であると、D I Oジャパンの誘致には議会も同意し、私も賛成をいたしました。そのことは、まさしく雇用を確保する救世主のようにも思ったものであります。ですから、この件には私自身、責任の重さを痛感しております。今回の返還で、中には、早くけりをつけた方がいい、こういう声も聞きます。企業の誘致にはリスクは当然つきまとう、そんな声もあります。企業誘致は本当に大変なことを実感しているところであります。当局においてもこれまでの苦渋は、十分に承知しております。しかし、市長も当初は、誘致に慎重だったというふう聞いています。それが誘致するとかじを切ったのは、国や県が全面的に支援をしてくれると、こういう判断があったからでしょう。したがって、この返還に当たっては、国、県、そして当市が応分の負担をするべきであり、今般、当市が全額1,873万9,000円を肩代わりすると、この措置には反対をいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 賛成の立場から討論をしたいと思っております。

歳入では地方創生加速化交付金、歳出では生活に密着した生活バス路線運行費補助金、また、子どもたちのための教育・保育給付費負担金等の重要な予算が盛り込まれております。さきの反対討論の中で、予算の内容はこの部分はよいという話がありましたけれども、予算修正案を提出せず、反対することは、この予算全てを否決するということになることと理解をお願いしたいと思います。

緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金返還金に関しては、当局に再三にわたり状況の報告を受

けております。返還する企業は返還する財産もない状態であり、また、厚生労働省より不適正と最終報告が示されているところがございます。当市においては、その企業の教育により、市が新たに誘致した企業にスムーズに移行されており、現在は安定した経営により、今後の雇用の安定と税収を考慮すると暗に反対するものではないことを表明し、賛成討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第53号についての討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成27年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第58号の討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告とお可決されました。

次に、議案第59号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第59号の討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第60号の討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成28年度にかほ市一般会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第63号の討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成28年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成28年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成28年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成28年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成28年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号にかほ市すこやか子だから祝金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号労働時間と解雇の規制強化を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第48、継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第4号「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書及び陳情第5号未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、陳情第4号及び陳情第5号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第49、議提第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書から日程第51、議提第3号労働時間と解雇の規制強化を求める意見書までの3件を一括議題とします。

初めに、議提第1号について、9番市川雄次議員の説明を求めます。9番市川雄次議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） それでは、議提第1号について提案させていただきます。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月17日提出

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員市川雄次。賛成者、にかほ市議会議員佐々木春男、同じく佐々木平嗣、同じく加藤照美、同じく伊東温子でございます。

お開きいただきたいと思いますが、案につきましては、陳情書の内容とほぼ一緒でございます。

3枚目の記につきましても、既に提出させていただいた内容になっておりますので、ここでは朗読を省略させていただきたいと思っております。

平成28年3月18日 秋田県にかほ市議会議長菊地衛。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣及び衆参両議院議長でございます。

●議長（菊地衛君） これから議提第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号についての質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号及び議提第3号について、10番佐々木弘志議員の説明を求めます。10番佐々木弘志議員。

【10番（佐々木弘志君）登壇】

●10番（佐々木弘志君） 議提第2号全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月16日提出

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志。賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく佐々木正明、同じく奥山収三、同じく伊藤知、同じく佐藤文昭でございます。

内容につきましては、皆さんに配付されておりますとおりでございますので、御一言いただいていると思います。

意見書提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

続いて、議提第3号労働時間と解雇の規制強化を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月16日提出

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志。賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく佐々木正明、同じく奥山収三、同じく伊藤知、同じく佐藤文昭でございます。

内容につきましては、皆さんに配付されておりますとおりでございます。

意見書提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。

次に、議提第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

これから議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

これから議提第2号全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第2号全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第3号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号労働時間と解雇の規制強化を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第3号労働時間と解雇の規制強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第52、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思

ます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回にかほ市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時49分 閉 会
